

○減損会計基準

公営企業型地方独法案	固定資産の減損に係る会計基準
<p>II 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解</p> <p>第1 本基準の目的及び減損の定義</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態をいう。</p> <p>第2 対象資産</p> <p>本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独立行政法人会計基準（公営企業型地方独立行政法人に適用されるものに限る。以下同じ。）に減損処理に関する定めがある資産については、対象資産から除くこととする。（注1）</p>	<p>固定資産の減損に係る会計基準</p> <p>（一般地方独法の減損会計基準より）</p> <p>第1 本基準の目的及び減損の定義</p> <p>1 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び地方独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。</p> <p>（企業会計審議会の意見書より）</p> <p>3. 固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。（以下略）</p> <p>一 対象資産</p> <p>本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、他の基準に減損処理に関する定めがある資産、例えば、「金融商品に係る会計基準」における金融資産や「税効果会計に係る会計基準」における繰延税金資産については、対象資産から除くこととする。（注1）（注12）</p>

<注1> 地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 投資有価証券（関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。）
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額

（一般地方独法の減損会計基準より）

第2 対象資産

本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。（注1）

- (1) 「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日企業会計審議会）を適用すべき地方独立行政法人の業務に係る固定資産
- (2) 地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産（注2）

<注1> 重要性の乏しい固定資産について

本基準を適用しないことができる固定資産に係る重要性の判断については、固定資産の金額的側面及び質的側面を勘案する必要があり、地方独立行政法人の業務運営における主要な固定資産については、重要性が乏しいものとしてはならない。

<注2> 地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 投資有価証券（関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。）
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額

第3 減損の兆候

資産又は資産グループ（「第8 資産のグルーピングの方法」における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- (1) 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること（注2）（注3）
- (2) 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（注4）（注5）
- (3) 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- (4) 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと

<注2> 資産又は資産グループ間における財政調整について

公営企業型地方独立行政法人は利益の獲得を目的としていないことから、中期計画において、資産又は資産グループ間の財政調整（収益の調整）を行うことを前提に、法人全体の損益収支の均衡を予定しているケースがある。このようなケースにおいては、資産又は資産グループの減損の兆候の把握は、中期計画で定められた収支計画又は資金計画との比較により行われることとなる。

<注3> 運営費負担金、運営費交付金及び補助金等について

営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローには、経常費用に対する運営費負担金、運営費交付金及び補助金等を含む。

二 減損損失の認識と測定

1. 減損の兆候

資産又は資産グループ（6. (1) _____）における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- ① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- ② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（注2）
- ③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと

<注4> 回収可能価額について

- 1 回収可能価額とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。
- 2 正味売却価額とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。
- 3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。
- 4 使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

<注5> 資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化について

資産又は資産グループが使用される範囲又は方法について生ずる当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、資産又は資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に資産又は資産グループを処分すること、資産又は資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、資産又は資産グループが遊休状態になったこと等をいう。

第4 減損損失の認識

- 1 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。
- 2 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ

(注1) 本基準における用語の定義は、次のとおりである。

1. 回収可能価額とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。
2. 正味売却価額とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。
3. 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。
4. 使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

(注2)

資産又は資産グループが使用される範囲又は方法について生ずる当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、資産又は資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に資産又は資産グループを処分すること、資産又は資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、資産又は資産グループが遊休状態になったこと等をいう。

2. 減損損失の認識

- (1) 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。
- (2) 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ

中の主要な償却資産の経済的残存使用年数_____と
する。(注6)

<注6> 主要な償却資産について

主要な償却資産とは、資産グループの償却資産のうち将来キャッ
シュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。

第5 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループにつ
いては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、原則として当該減少額を
減損損失として当期の損失とする。(注7)

<注7> 本基準の導入前に設立された公営企業型地方独立行政法人
の減損損失について

本基準の決定前に設立された公営企業型地方独立行政法人につい
ては、本基準の決定後初めて減損損失を認識すべきであると判定さ
れた時に限り、減損損失を当期の損失として計上せず、帳簿価額を
直接回収可能価額まで減額することができる。

第6 将来キャッシュ・フロー

- 1 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッ
シュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フ
ローは、当該公営企業型地方独立行政法人に固有の事情を反映した合理的
で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。
- 2 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、資産又は資産グループ

中の主要な____資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方と
する。(注3) (注4)

(注3)

主要な____資産とは、資産グループの_____将来キャッ
シュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。

(注4)

資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20
年を超える場合には、20年経過時点の回収可能価額を算定し、20年
目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する。

3. 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループにつ
いては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、_____当該減少額を
減損損失として当期の損失とする。_____

4. 将来キャッシュ・フロー

- (1) 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッ
シュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フ
ローは、企業_____に固有の事情を反映した合理的
で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。
- (2) 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、資産又は資産グループ

の現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。(注8)

- 3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする。(注9)
- 4 資産又は資産グループに関連して間接的に生ずる支出は、関連する資産又は資産グループに合理的な方法により配分し、当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除する。
- 5 将来キャッシュ・フローには、利息の支払額_____を含めない。

<注8> 将来の設備の増強等の取扱いについて

計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。

<注9> 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて

将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについては、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる。ただし、減損損失を認識するかどうかを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、このリスクを反映させない。

第7 使用価値の算定に際して用いられる割引率

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した_____利率とする。

資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率に反映させる。(注9)

の現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。(注5)

- (3) 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする。(注6)
- (4) 資産又は資産グループに関連して間接的に生ずる支出は、関連する資産又は資産グループに合理的な方法により配分し、当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除する。
- (5) 将来キャッシュ・フローには、利息の支払額並びに法人税等の支払額及び還付額を含めない。

(注5)

計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。

(注6)

将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについては、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる。ただし、減損損失を認識するかどうかを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、このリスクを反映させない。

5. 使用価値の算定に際して用いられる割引率

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した税引前の利率とする。

資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率に反映させる。(注6)

第8 資産のグルーピングの方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。

第9 資産グループについて認識された減損損失の配分

資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

第10 共用資産の取扱い

- 1 共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う。(注10) (注11)
- 2 共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、共用資産を含まない各資産又は資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。この場合に、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に配分する。(注12)
- 3 共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する資産又は資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合に、資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共用資産の配分額を含む当該資産グループの各構成資産に配分する。

6. 資産のグルーピング

(1) 資産のグルーピングの方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。

(2) 資産グループについて認識された減損損失の配分

資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

7. 共用資産の取扱い

共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う。(注7)

共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、共用資産を含まない各資産又は資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。この場合に、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に配分する。(注8)

共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する資産又は資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合に、資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共用資産の配分額を含む当該資産グループの各構成資産に配分する。

<注10> 共用資産について

共用資産とは、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産をいう。

<注11> 共用資産に係る減損の兆候の把握等について

共用資産_____に係る資産のグルーピングを、共用資産_____が関連する複数の資産又は資産グループに共用資産_____を加えた、より大きな単位で行う場合、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定は、先ず、資産又は資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う。

<注12> 共用資産に配分される減損損失が過大な場合について

共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を合理的な基準により各資産又は資産グループに配分する。

※再掲 (注1) 本基準における用語の定義は、次のとおりである。

5. 共用資産とは、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産をいい、のれんを除く。

(注7)

共用資産又はのれんに係る資産のグルーピングを、共用資産又はのれんが関連する複数の資産又は資産グループに共用資産又はのれんを加えた、より大きな単位で行う場合、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定は、先ず、資産又は資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う。

(注8)

共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を合理的な基準により各資産又は資産グループに配分する。

8. のれんの取扱い

のれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数である場合には、のれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき分割する。(注9)

(注10)

分割されたそれぞれののれんに減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う。(注7)

のれんを含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。この場合に、のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、のれんに配分する。(注11)

のれんの帳簿価額を当該のれんが帰属する事業に関連する資産グルー

に合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合に、各資産グループについて認識された減損損失は、のれんに優先的に配分し、残額は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

(注9)

のれんの帳簿価額を分割し帰属させる事業の単位は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ、取得後も内部管理上独立した業績報告が行われる単位とする。

(注10)

のれんの帳簿価額の分割は、のれんが認識された取引において取得された事業の取得時における時価の比率に基づいて行う方法その他合理的な方法による。

(注11)

のれんに配分された減損損失が、のれんの帳簿価額を超過する場合には、当該超過額を合理的な基準により各資産グループに配分する。

第1 1 減損処理後の会計処理

- 1 減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。
- 2 減損損失の戻入れは、行わない。

第1 2 貸借対照表における表示

三 減損処理後の会計処理

1. 減価償却

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。

2. 減損損失の戻入れ

減損損失の戻入れは、行わない。

四 財務諸表における開示

1. 貸借対照表における表示

1 減損処理を行った資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行う。

2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行う。

第13 損益計算書における表示

減損損失は、原則として、臨時損失とする。

第14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第82 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産の減損損失を計上する場合には、当該固定資産に係る資産見返負債について、減損損失相当額を取り崩して収益に振り替える。

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、原則として、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式で行う。ただし、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で表示することもできる。この場合、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示することができる。

（一般地方独法の減損会計基準より）

1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行うものとする。

2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。

2. 損益計算書における表示

減損損失は、原則として、特別損失とする。

（一般地方独法の減損会計基準より）

第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

地方独立行政法人会計基準の「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第80 補助金等の会計処理」及び「第82 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

(1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第1項に規定する積立金）に振り替える。

第15 特定施設である償却資産の減損に係る会計処理

公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第84 特定施設である償却資産の減価にかかる会計処理」に定める処理が行われる償却資産の減損損失相当額については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する。

第16 注記事項

重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について注記する。

3. 注記事項

重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について注記する。

(注12)

1. ファイナンス・リース取引について、借手側が賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、借手側が当該ファイナンス・リース取引により使用している資産（以下「リース資産」という。）又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するに当たっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を、当該リース資産の帳簿価額とみなして、本基準を適用する。ただし、リース資産の重要性が低い場合においては、未経過リース料の現在価値に代えて、割引前の未経過リース料を、リース資産の帳簿価額とみなすことができる。
2. 賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているファイナンス・リース取引に係るリース資産に本基準を適用した場合、リース資産に配分された減損損失は負債として計上し、リース契約の残存期間にわたり規則的に取崩す。取崩された金額は、各事業年度の支払リース料と相殺する。